

## くさつ環境文化プラン～第2次草津市環境基本計画～

## ■計画の期間

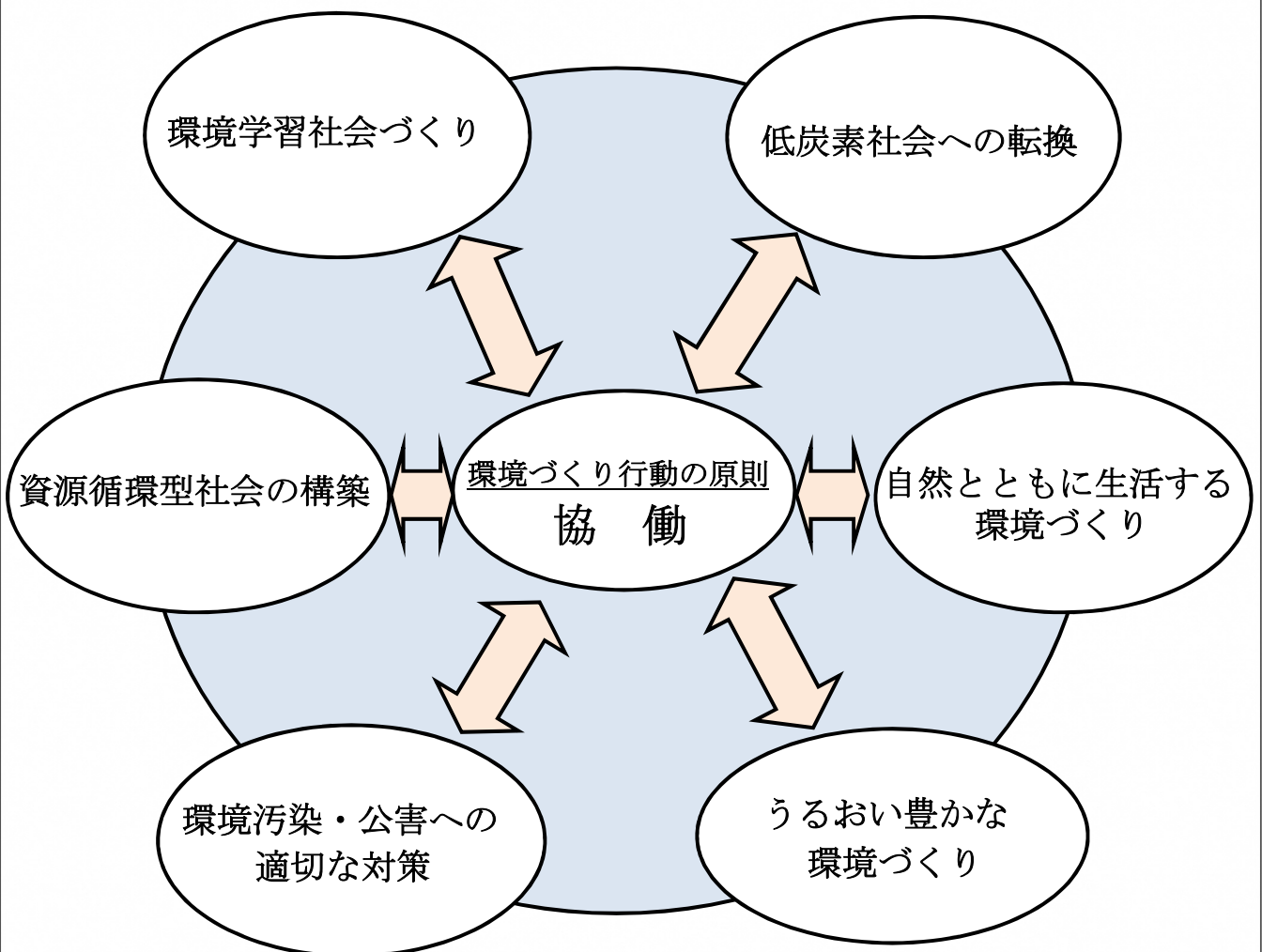
「第2次草津市環境基本計画」の計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間としており、5年が経過した平成27年度をもって、目標の達成状況、環境問題を始めとした社会情勢の変化などを考慮し、必要な見直しを行い、平成28年3月に新たに改訂版として策定されました。

## ■めざす環境像と基本方針との関係

## めざす環境像

人とひと 人と自然が織りなす 琵琶湖に開かれた環境文化都市 くさつ

## 6つの基本方針



## ■ 6つの基本方針

本市では、以下の6つの基本方針のもとで、めざす環境像の実現を図っていきます。

|        |                |  |
|--------|----------------|--|
| 基本方針 1 | 環境学習社会づくり      | 市民の間に、環境学習の目的や意義について共通の認識をつくりながら、家庭・学校・職場など様々な場面で、生涯を通じて誰もが環境について豊かに学べる地域社会づくりを進めて、未来に“くさつ環境文化”の高まりをつくっていきます。            |
| 基本方針 2 |                | 地球温暖化対策について市民の理解の促進を図るとともに、まちと暮らしの各般における環境配慮、省エネ・省CO <sub>2</sub> の推進と新エネルギーの利用促進、また、環境ビジネスの振興等を図りながら、低炭素社会への転換を進めていきます。 |
| 基本方針 3 | 資源循環型社会の構築     | 資源有効活用についての啓発・指導等を積極的に行って市民の実践行動を促し、また、廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理に努めて、資源循環型社会の構築を図っていきます。   |
| 基本方針 4 |                | 丘陵地から琵琶湖までの変化に富んだ自然条件に息づく生態系に配慮して環境保全に努めるとともに、市民が自然環境とふれあう機会の充実を図って、自然とともに生活する環境をつくっていきます。                               |
| 基本方針 5 | 環境汚染・公害への適切な対策 | 環境汚染等の調査を継続的に行うとともに、環境負荷低減のための事業所等への指導、確実な排水処理などにより、環境汚染・公害への適切な対策を図ります。   |
| 基本方針 6 |                | 公園・緑地の整備充実とまちなみ緑化を進めるとともに、水辺空間の整備・活用、また、歴史・文化的資源の活用や良好な景観の形成・誘導を図り、まちに“うるおい”をつくっていきます。                                   |

## ■ 環境づくり行動の原則

環境づくりに係るすべての行動については、「協働」を原則とします。

|            |    |  |
|------------|----|--|
| 環境づくり行動の原則 | 協働 | 環境づくり行動は、草津市の地域特性を生かしつつ、市民・地域、事業者、行政がそれぞれに担う役割を果たし、互いに連携・協力・交流する「協働」を原則とします。 |
|            |    |  |

## ■体系図

